平成２６年（フ）第２２５号
香川県高松市伏石町2086番地９　フォブールミリュー201号
債務者　前田美穂子（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０５号
長崎県諫早市福田町29番30―302号　ハイツU、前住所長崎県雲仙市小浜町北木指2998番地
債務者　佐藤　いつ
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
茨城県つくば市城山11番地８
債務者　岩崎　美和（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第５２２３号
大阪府寝屋川市萱島本町14番26号
債務者　吉岡美奈子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２２７号
大阪市天王寺区味原本町６番15号　上町ハイツ305号
債務者　林田　義重
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２２８号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21―1302号、前住所大阪市東成区大今里３丁目20番22号
債務者　杉田賢之介
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２２９号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21―1302号、前住所大阪市東成区大今里１丁目31番12号
債務者　福岡たか子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２３９号
大阪市東淀川区西淡路１丁目10番10―704号
債務者　富田　　恵
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２４２号
大阪市浪速区敷津東２丁目４番４―53号、前住所大阪市浪速区敷津東２丁目４番４―170号
債務者　山本さつき
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６２号
長崎県長崎市曙町34番58号　永田方
債務者　永田　芳子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
長崎県長崎市小江原４丁目42番４―104号
債務者　川下　京子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
北海道小樽市相生町２番10号　アークヒルズ相生、前住所北海道小樽市望洋台１丁目１番13号
債務者　小林　弘季
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１１５号
北海道小樽市相生町２番10号　アークヒルズ相生、前住所北海道小樽市望洋台１丁目１番13号
債務者　小林　亜矢（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１３１号
北海道苫小牧市宮前町３丁目15番７号
債務者　佐藤　祐樹
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第６３６号
仙台市太白区緑ケ丘３丁目30番４号　パープルハイツ203
債務者　金子　　慎
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
茨城県ひたちなか市大字堀口598番地１　コーポＦＵＪＩ―Ｂ棟102号、旧住所茨城県ひたちなか市大字堀口598番地１　コーポＦＵＪＩ―Ａ棟101号
債務者　木村　喜博
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３９９号
新潟市東区北葉町11番17号
債務者　小熊よしこ
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　新潟地方裁判所民事部